



男と女のいきいきコラム



男女共同参画社会の実現を目指して

VOL.66

「お雑煮」1年の初めに

新年明けましておめでとございます。

年の瀬からお正月には、ご家族が集まり「お雑煮」をおいしく頂いている方も多いと思います。

「お雑煮」といえば、この地方では名古屋のお雑煮とほぼ同じで、削りカツオでだしを取り、しょうゆで味付けをした「すまし仕立て」の汁にモチ菜（もしくは小松菜）を入れて、角もちを煮たお雑煮が多いのではないのでしょうか（ちなみに「菜」は「名」を上げるに通じているのだそうです）。



ところで、お雑煮には、地域ごとにさまざまな個性がありますね。皆さんそれぞれ、「うちのお雑煮が一番おいしい!」、「この味以外は食べたくない!」もしくは「お雑煮といえばこの味だ!」と思っていられないかもしれません。

例えば、おもちの形には、角もちと丸もち（あん入りもあります）があり、さらに焼いたもちと煮たもちがあります。味付けは、しょうゆのすまし仕立てと、赤または白のみそ仕立てや、あずき汁仕立てのお雑煮もあります。

お雑煮の味付けやおもちの形は、地域や家庭によってさまざまでも、家族や親しい人が集まり、お互いが健康で、みんなで一緒に頂くからこそ、お雑煮はおいしい家庭の味であり、故郷につながる思い出にもなるでしょう。

今年も一年、健康でお互いを思いやり、それぞれの個性や考え方を大切にしながら、おもちの形にはない「さんかく」（＝男女共同参画）を進めていきたいと考えています。

～共同参画 新たな社会の パスワード～

男女共同参画社会とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

Vol. 21

窓 Q & A

確定申告時の国民健康保険料などの納付済額について

市民課・保険年金係
内線131～136

Q 国民健康保険料などは確定申告の所得控除の対象ですか？

A 平成21年中に納めた国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、確定申告の際に所得税と住民税の社会保険料控除の対象となります。平成21年1月から12月までに、口座振替または納付書などで納めていただいた保険料（未納分をさかのぼって納めた場合を含みます）について、「国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料納付済額のお知らせ」を1月下旬に発送しますので、確定申告にご利用ください。

Q 納付済額の確認は電話でも可能ですか？

A 問い合わせされた方の被保険者証の記号番号や生年月日などで本人確認の上、電話にて納付済額をお知らせします。本人確認ができない場合はお知らせできません。

Q 社会保険料控除の申告は、同一世帯であれば誰が申告してもいいですか？

A 国民健康保険料は、世帯主が納付義務者となっています。そのため、「納付済額のお知らせ」は世帯主の方に発行していますが、実際に納付された人が社会保険料控除として申告してください。

なお、この通知書には、介護保険料および後期高齢者医療保険料を公的年金などからの天引きにより納付された金額（特別徴収額）は含まれていませんので、公的年金などから送付される通知書でご確認ください。

